

被災住家の災害ごみ 処理手数料を免除します



市民生活部環境課 ☎22-3350
栗原市クリーンセンター ☎52-3080
各総合支所市民サービス課

◆被災住家の災害ごみの処理手数料免除とは

下記の「対象となる方」が、栗原市クリーンセンターに災害ごみを直接搬入した場合、処理手数料を免除します。

※ただし、栗原市クリーンセンターまでの収集運搬費は自己負担となります。

◆対象となる方は

災害により住家が被災し、り災証明書の交付を受けた方。

◆対象となる災害ごみの種類は

- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ
※栗原市クリーンセンターで処理できるものに限る。
- (2) 家電4品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）

◆対象外のごみは

タイヤ、がれき、パソコンなど、栗原市クリーンセンターで処理できないもの

◆受付場所は 栗原市クリーンセンター

◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書(写)

◆申請期間は

令和4年8月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※受付時間は、午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分

2. 農林業者・中小企業者等への支援

農地の復旧費を助成します



農林振興部農村整備課 ☎22-1138
各総合支所市民サービス課

◆農地復旧費用の助成とは

農地に被害を受け、農地を自己負担により復旧する場合、建設業者等へ依頼した費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により農地に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金(1箇所あたり) 上限額：6万5千円
下限額：1万5千円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

農業用施設の復旧費用を 助成します



農林振興部農村整備課 ☎22-1138
各総合支所市民サービス課

◆農業用施設復旧費用の助成とは

所有する農業用施設に被害を受け、施設を自己負担により復旧する場合、建設業者等へ依頼した費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により所有する農業用施設に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金(1箇所あたり) 上限額：6万5千円
下限額：1万5千円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

◆対象となる施設は

1. ため池・用排水路・揚水ポンプ施設等
2. その他耕作に必要な施設